

「三ない運動」をご存じですか？

政治家の寄附は禁止(贈らない)! 政治家の寄附を求めない! 受け取らない!



政治家が選挙区内の人に
お金や物を贈ることはもち
ろん、有権者が政治家に寄
附や贈り物を求めることも、
公職選挙法により禁止され
ています。
皆さま一人ひとりが寄附
禁止のルールを守って、明
るい選挙を実現しましょう。

政治家の寄附は禁止!
有権者が政治家に寄附を
求めることも禁止!

政治家の寄附禁止の対象例

× 落成式・開店祝などの花輪、葬儀の花輪・供花、病氣見舞いなど

× お慶暮・お年賀など

× 結婚祝(画)、香典(※)、卒業祝、入学祝など

× お祭りへの寄附・差し入れ、町内会の集会・旅行などの催物への寸志・飲食物の差し入れ

※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

次の行為が禁止されています

- ① 政治家の寄附の禁止**
 政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。
 また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。
- ② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止**
 政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。
- ③ 政治家の関係団体の寄附の禁止**
 政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。
- ④ 政治家の後援団体の寄附の禁止**
 政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

その他、禁止されている行為
 ○政治家が選挙区内にある者に対して、苦礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。
 ○政治家や政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

総務省ホームページ

(なるほど選挙「寄附の禁止」)

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html

※詳細はお近くの選挙管理委員会までお問い合わせください。